

## 統帥権と憲法9条

奥村 快也 陸自70

戦前の大日本帝国憲法第1章天皇第11条に「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」の条文がある。これが統帥権である。すなわち、天皇が陸海軍を直接運用するのであって、これに政府は関わらないと解釈できる。

帝国憲法起草の中心にいた初代総理伊藤博文は、自らの著書『帝国憲法義解』において「本條ハ兵馬ノ統一ハ至尊ノ大權ニシテ専ラ帷幄ノ大令ニ属スルコトヲ示スナリ」と解説しており、大政奉還後の直接君主政では、統帥権は、議会の干渉をさせない天皇の統治権に属するとして明治政府の要人たちが知恵を絞ったことよって制定されたのである。

ところが、昭和に入り明治の元勳たちも鬼籍に入りその趣旨が曖昧になってきたところに、ロンドン軍縮条約で対英米補助艦比率に不満を持つ海軍軍人と政権打倒を狙う野党勢力が結託して浜口雄幸内閣が天皇の持つ統帥権を干犯したとして政争のた

めに統帥権を持ち出したのである。いわゆる「統帥権干犯」問題である。帝国憲法第55条には「国務各大臣ハ天皇ヲ補弼シ其ノ責ニ任ス」とあり、大臣は天皇に対して輔弼の責任を有するのであるが、この統帥権干犯問題を境に政府は軍の行動に対して表立って介入できなくなる。軍部が直接天皇に部隊運用などの意見を述べ帷幄上奏権を多用して内閣の関与を排除するようになった。このことが、軍部の独走を許して、満洲事変、支那事変、そして太平洋戦争に進む大きな要因となったのである。当然、このほかにも様々な要因があったのであるが、統帥権の問題が極めて大きな要因であったのは事実である。

当初の趣旨は、様々に入れ替わるであろう政権与党がその時々勝手に勝手に軍事力を使うことを恐れる元老たちの思いから統帥権を規定したのであるが、時代の変遷の中で政争の具となり、軍部の独走を招く結果となった。統帥権問題が日本を戦争に駆り立てて、存亡の淵まで追い立てたというのは言い過ぎであろうか。当初の制定の趣旨が忘れ去られて、その条文が独り歩きをして国家を存亡の淵まで追い込んだのは自明のこ

どのように思われる。

翻つて、戦後米軍占領下においてGHQ主導で定められた日本国憲法で、平和憲法としての象徴的な役割を担っている憲法第2章第9条である。戦後の長きにわたって日本は平和を享受してきた。それには様々な要因があり、その中の一つとして憲法9条が果たしてきた役割は確かにあったであろう。しかし日本国憲法が制定されて既に80年になろうとして、世界で最も古い憲法と言われている。制定当時の状況と今の日本を取り囲む環境はまったく異なっている。

など、武力を背景とした紛争は止む気配がない。さらに日本の周りには専制国家としか思えない北朝鮮、中国、ロシアが存在している。

は生かすとしても、「国権の発動たる戦争」という部分を一部修正して自衛権の発動としての戦争は妨げないことを明確にすべきである。

後79年)において  
日本国憲法施行の年生まれの筆者  
記

憲法第2章の「戦争の放棄」という文言は侵略目的の戦争の放棄と説明されているが、国際法上認められている自衛権の行使たる戦争をも放棄するという意味に解釈できる可能性があり、日本が侵略された場合にはどうするのかという視点が曖昧である。憲法にある「戦争の放棄」という文言は、日本が日清・日露戦争以来大陸に進出、侵攻した歴史を踏まえての文言である。戦後の混乱期はともかく、時代は変わってきて今や日本が反対に侵攻される事態を真剣に予期しなければならぬ時代になってきている。日本が勝手に戦争の放棄と言っている時にそんなことは知ったことかと隣国に侵略されたらどうなるのであろうか。それを避けるためにはまず憲法第2章の「戦争の放棄」という文言を修正して「戦争の抑止」としなくてはならない。

そして第2項は「我が国の平和と独立を守り国の安全を保つため軍力を保有する」とすべきである。

時代は変化するのである。それに応じて日本も変化しなければ生き残れない。

追記 岸田総理は来る自民党総裁選には出馬しないことを表明した。事實上、9月には新しい総理大臣が誕生することになる。新しい総理大臣が憲法問題に真剣に取り組んで貰うことを期待するのであるが：

大日本帝国憲法が公布されてから日本がポツダム宣言を受諾して敗戦するまで56年、日本国憲法が公布されてからすでに78年がたっている。現在の憲法も既に時代の変化に対応できなくなっているのではない。

ダーウィンの進化論においても、進化して生き残るのは変化に対応できたものである、という大命題がある。日本が今後とも平和と安全に生き残るためには変化への対応が必要なのである。

能登半島地震  
被災地レポート

賛助会員 江上 美穂

戦前の統帥権が日本を存亡の淵まで追い込んだように、後生大事に憲法第2章第9条を守ったがために日本が存亡の淵まで追い込まれないように願うものである。

今年元旦に起きた能登半島地震で被災してから早7カ月以上の月日が経った。先月末に、避難先の東京から2カ月ぶりに帰郷し、早速、輪島市街地を散策した。がれきが散乱したままで、倒壊した家屋も撤去が進んでおらず、まるで、地震が起きた時から時間が止まったかのようだ。街全体が寂寥感に包まれている。街中には全く人がいない。

実際に、今回の震災を機に輪島市外への移住が進んでいる。地震直後

や悪い冗談としか思えないのである。ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルとパレスチナ・それを支援するイランを中心としたイスラム勢力の抗争、中国の台湾併合を目的とする圧迫、南シナ海における勢力拡張

など、武力を背景とした紛争は止む気配がない。さらに日本の周りには専制国家としか思えない北朝鮮、中国、ロシアが存在している。

憲法第2章の「戦争の放棄」という文言は侵略目的の戦争の放棄と説明されているが、国際法上認められている自衛権の行使たる戦争をも放棄するという意味に解釈できる可能性があり、日本が侵略された場合にはどうするのかという視点が曖昧である。憲法にある「戦争の放棄」という文言は、日本が日清・日露戦争以来大陸に進出、侵攻した歴史を踏まえての文言である。戦後の混乱期はともかく、時代は変わってきて今や日本が反対に侵攻される事態を真剣に予期しなければならぬ時代になってきている。日本が勝手に戦争の放棄と言っている時にそんなことは知ったことかと隣国に侵略されたらどうなるのであろうか。それを避けるためにはまず憲法第2章の「戦争の放棄」という文言を修正して「戦争の抑止」としなくてはならない。

戦前の統帥権が日本を存亡の淵まで追い込んだように、後生大事に憲法第2章第9条を守ったがために日本が存亡の淵まで追い込まれないように願うものである。

大日本帝国憲法が公布されてから日本がポツダム宣言を受諾して敗戦するまで56年、日本国憲法が公布されてからすでに78年がたっている。現在の憲法も既に時代の変化に対応できなくなっているのではない。

ダーウィンの進化論においても、進化して生き残るのは変化に対応できたものである、という大命題がある。日本が今後とも平和と安全に生き残るためには変化への対応が必要なのである。

能登半島地震  
被災地レポート

賛助会員 江上 美穂

戦前の統帥権が日本を存亡の淵まで追い込んだように、後生大事に憲法第2章第9条を守ったがために日本が存亡の淵まで追い込まれないように願うものである。

今年元旦に起きた能登半島地震で被災してから早7カ月以上の月日が経った。先月末に、避難先の東京から2カ月ぶりに帰郷し、早速、輪島市街地を散策した。がれきが散乱したままで、倒壊した家屋も撤去が進んでおらず、まるで、地震が起きた時から時間が止まったかのようだ。街全体が寂寥感に包まれている。街中には全く人がいない。

実際に、今回の震災を機に輪島市外への移住が進んでいる。地震直後

能登半島地震  
被災地レポート

や悪い冗談としか思えないのである。ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルとパレスチナ・それを支援するイランを中心としたイスラム勢力の抗争、中国の台湾併合を目的とする圧迫、南シナ海における勢力拡張

など、武力を背景とした紛争は止む気配がない。さらに日本の周りには専制国家としか思えない北朝鮮、中国、ロシアが存在している。

憲法第2章の「戦争の放棄」という文言は侵略目的の戦争の放棄と説明されているが、国際法上認められている自衛権の行使たる戦争をも放棄するという意味に解釈できる可能性があり、日本が侵略された場合にはどうするのかという視点が曖昧である。憲法にある「戦争の放棄」という文言は、日本が日清・日露戦争以来大陸に進出、侵攻した歴史を踏まえての文言である。戦後の混乱期はともかく、時代は変わってきて今や日本が反対に侵攻される事態を真剣に予期しなければならぬ時代になってきている。日本が勝手に戦争の放棄と言っている時にそんなことは知ったことかと隣国に侵略されたらどうなるのであろうか。それを避けるためにはまず憲法第2章の「戦争の放棄」という文言を修正して「戦争の抑止」としなくてはならない。

戦前の統帥権が日本を存亡の淵まで追い込んだように、後生大事に憲法第2章第9条を守ったがために日本が存亡の淵まで追い込まれないように願うものである。

大日本帝国憲法が公布されてから日本がポツダム宣言を受諾して敗戦するまで56年、日本国憲法が公布されてからすでに78年がたっている。現在の憲法も既に時代の変化に対応できなくなっているのではない。

ダーウィンの進化論においても、進化して生き残るのは変化に対応できたものである、という大命題がある。日本が今後とも平和と安全に生き残るためには変化への対応が必要なのである。

能登半島地震  
被災地レポート

賛助会員 江上 美穂

戦前の統帥権が日本を存亡の淵まで追い込んだように、後生大事に憲法第2章第9条を守ったがために日本が存亡の淵まで追い込まれないように願うものである。

今年元旦に起きた能登半島地震で被災してから早7カ月以上の月日が経った。先月末に、避難先の東京から2カ月ぶりに帰郷し、早速、輪島市街地を散策した。がれきが散乱したままで、倒壊した家屋も撤去が進んでおらず、まるで、地震が起きた時から時間が止まったかのようだ。街全体が寂寥感に包まれている。街中には全く人がいない。

実際に、今回の震災を機に輪島市外への移住が進んでいる。地震直後

能登半島地震  
被災地レポート